

府政報告 日本共産党京都府会議員団

No. 1880 発行 2006年12月12日 TEL 075-414-5566 FAX 075-431-2916 E-mail giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

- 京都府議会 12月定例会で 12月7日、8日に日本共産党議員が行なった一般質問と答弁の概要をご紹介します。

松尾 孝 議員……………1 ページ
本庄 孝夫 議員……………6 ページ
山内 よし子 議員……………12 ページ

府議会 12月定例会 一般質問

松尾 孝(日本共産党 京都市伏見区)

2006年12月7日

畑川ダム問題 過大な水需要予測にもとづく建設計画は中止すべき

【松尾】日本共産党議員団の松尾です。通告に基づき知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず畑川ダム問題です。畑川ダム建設計画の目的は京丹波町の水道用水確保と高屋川の洪水被害対策ですが、水道事業計画には過大な人口予測と給水計画など大きな問題があります。また、治水上どうしても必要かという点も疑問であります。わが党議員団はこれらの問題点を繰り返し指摘し、見直し、中止を求めてまいりましたが納得のいく説明は得られていません。

第一に畑川ダムで5000トンの水道用水を確保する必要性についてであります。開発地域の人口増と企業の水需要増の二つが挙げられています。

まず開発地域の人口増であります。水道事業計画の基準年次は平成6年、当時の計画地域人口は15,000人でしたが、現在、14,000人、今後さらに減少して、計画達成年の平成30年には13,000人になると予測されています。減少するのは既存集落の人口で、開発地域では逆に6,000人増えるという計画です。その根拠は平成14年から15年にかけて行われたアンケート調査です。開発団地の宅造区画全体の7割強、5,200区画を対象に調査を行い1,866人から回答を得た結果、給水要望が90人、水道その他インフラ整備次第との回答が485人、計575人の「入居意思表示」があったと判定。そこで、アンケート回答数1,866に対するこの割合、30.8%を「入居見込み率」として、これを調査対象外の区画や未回答の区画を含め、開発地域の未入居区画数全体に掛け、今後、2,126世帯、約6,000人が増えるとしているのです。

知事も、7,000もの造成宅地が水がないために放置されてきた、水があれば家が建ち地域が活性化するとおっしゃってききましたが、それほど単純な話ではありません。少子化の中で、日本社会が全体として人口減少に向かっているとき、京丹波町の開発地域だけで10年間に6,000人もの人口増が起こりうるのか、全く考えられないことではないでしょうか。知事はどう思われるか、お答えいただきたい。

もうひとつは業務・営業用水の問題です。

計画では、現在の業務・営業用水は約 1,750 トンですが、既存の立地企業、事業所から 2,250 トンの増量要望があり、平成 30 年には合わせて約 4,000 トンが必要とされています。増量分 2,250 トンのうち半分近い 1,000 トンを下山の蔵にあります中央テクノパークが求めており、他の地域の 13 事業所からも 1,250 トンの増量要望があるということです。調べて見ますと中央テクノの 1,000 トンというのは 10 年前、団地造成を行ったディベロッパーの藤田興業と旧丹波町が約束していた数字ですが、今この業者は倒産して存在しませんし、造成地は不動産業者、建設業者に移っています。この団地への企業立地について、町からの府に対し特段の支援要請もなく、いわば放置されている状況です。

また、この団地に 7 社が立地、操業していますが、工業用水を使わない企業で増量要望は出ていません。1,000 トンものテクノパークからの増量要望というのは、全く根拠がないわけです。

その他の企業、事業所が 1,250 トンを要望しているとのことですが、これも実態と異なります。先日、議員団として 14 の主要企業、事業所を訪問し聞き取り行いましたが、はっきりと増量を要望されたのは 1 社だけ、将来必要になるかもしれないが 2 社、水量も 500 トンぐらいです。あとは、必要ないが 3 社、地下水利用が 4 社、工程で水を使わないが 4 社など 11 社からは増量要望はありませんでした。今後、経済情勢の推移によって当然変化はあるでしょうが、以上の通り 2,250 トンの増量要望があるとの町の言い分にも根拠がありません。計画はやはり過大ではないかと考えます。どう判断されるかお答えいただきたい。

以上、水需要増の 2 つの根拠について問題点を指摘しました。過大な開発人口予測 6,000 人分の計画給水量は 1,600 トン、業務営業用水の増量分 2,250 トン、計 4,000 トンの増量が必要との根拠が崩れているのです。これを正せば、計画で必要とされている 1 日平均給水量 10,500 トンは大幅に圧縮出来ます。また、既存水源の取水量は 9,100 トンとされていますが、この間の取水実績はこれをはるかに上回り、11,000 トンから 12,000 トンの能力があります。必要給水量は十分に確保できるのです。どうお考えか、ご答弁ください。

第 2 に治水問題です。先日発表されました「由良川上流圏域河川整備計画」でも黒瀬地区の治水対策として高屋川、畑川の掘削、築堤による河道拡幅と合わせ畑川ダム建設が提案されています。確かに 23 号台風では黒瀬地区と藤ヶ瀬地区で床上 5 戸、床下 8 戸の被害が出ました。しかし、この地域は決して浸水被害の常襲地域ではありません。過去の記録として明治 34 年、昭和 20 年、28 年、58 年、平成 7 年と 5 回の記録がありますが、浸水被害はあの 28 災と今回の台風 23 号だけです。治水計画としてこのダムが本当に必要かどうか疑問です。他に方法があるのではないかと思います。また、このダムが住民の皆さんから出された要望でないことも明らかです。「すぐ上にダムが出来て、もしものことがあったらどうなるのか、その方が心配」との声さえ聞かれたほどです。ダム促進協議会をつくる、一定の指導があったようですが、地元は反対でまとまらず、対策協議会ということになっています。治水対策というのも結局、水道用水確保を大義名分にダム建設を優先する方針の中で、いわば、そのお添えものになっているのではないかと感を得ません。

以上、畑川ダムは水道用水確保の点でも、治水対策の点でも不要であると考えざるを得ません。改めて中止を強く求めますが、知事はどうお考えか、お答えください。

【保健福祉部長】京丹波町では、幾度となく断水が発生するなど、安定した水道水の確保は地元の悲願であり、京丹波町からの強い要望を受け、取り組みを進めている。水需要については、人口については旧丹波町、および旧瑞穂町の将来のまちづくり計画に沿って、すでに見直しも行なわれ

る中で、中長期的に予測されたもので、同町で開発団地がある中で水が確保されることにより、未入居者の意向調査もふまえ、総合的に判断し、将来の人口予測がされたもの。一方、事業所の要望については、各事業所において事業活動の継続発展に必要な水需要を真剣に検討され、町に要望書が提出されたもので、食品製造業、病院や社会福祉施設など、地元に着した企業、事業所を中心に要望が出されたもの。このようななかで現在利用している既存水源の多くは、今年の6月の渇水期には、水の確保が困難になる時期もあるなど脆弱で不安定な水源である。一方、今年5月からはみのりヶ丘団地、今後は下山グリーンハイツなど未給水開発団地に給水される予定であり、さらに事業所に対しても一部給水を開始していますが、増量の要望もあることから、現在の給水能力からみても余裕がなくなっており、将来にわたり、安定的な水源の確保が必要であると考えている。

【土木建築部長】治水対策については、畑川ダム下流の高屋川では、昭和28年の台風13号をはじめとして度々洪水被害にみまわれており、一昨年の台風23号でも沿線の黒瀬地区、藤ヶ瀬地区で床上浸水5棟、床下浸水8棟のほか、田畑の浸水被害が発生した。また、近年これまでに経験したことのないような猛烈な雨が全国各地で頻発しており、台風23号のような洪水に対処するためにも、畑川ダムの建設と高屋川の河川改修を併用した効率的、かつ効果的な治水対策を着実に進めていく必要がある。公共事業については、徹底した見直しを行い、すでに南丹ダム、福田川ダムについて中止したが、畑川ダムについては平成15年の公共事業再評価審査委員会でも事業継続が妥当であると判断されている。畑川ダムについては、ダムによる安定した水資源の確保と治水対策の推進について、地元から切実な要望がなされており、地域の着実、健全な発展と安心・安全の確保について総合的な視点から取り組むこととし、引き続き早期完成にむけ全力をあげて取り組む。

ずさんな計画変更を認可した知事の責任は重大だ 建設計画の中止を

【松尾】知事が答弁されるのが当然だと思うが、保健福祉部長、土木建築部長の答弁で大変残念です。答弁いただいたが、開発人口が6,000人増えるということが、アンケート調査結果でいろいろと推計されているけれども、そんなことが本当にありうるのか。みなさん、どう思われますか。京丹波町の既存農業集落では減る、平成30年には13,000人まで減るといわれているが、ところが開発団地だけで6,000人増えるということがありうるのか。この人口増予測にもとづいてつくられている計画だから大変だと、知事もそのように言ってきたのだから、知事の答弁を求めている。こんな計画はおかしい。水需要がかなり膨らんできても、既存水源で十分確保できるという取水実績の数字もあげているので、やはりこれは間違いだと言わざるをえない。治水対策上も、このようなケースでダムを作ることが他に事例があるのか、治水問題に限って土木部長に伺いたい。また、これはダムが先行している事実が明らかで、ダムの水門調査、地質地形調査などが始まったのが平成4年、水道事業計画を府が認可したのが平成6年と、2年遅れである。この点についてはどう考えるか。

【土木建築部長】さきほど述べたとおり、総合的な判断のもと、地元の切実な要望を伺いながら進めている。畑川ダムの位置についても、地元の取り組みのなかで具体的に明らかになってきたものである。

【松尾】答弁いただいたが、このダムが治水上必要だとはさらさら理解できない。なお、現行の計画は平成16年10月に変更された。知事が認可された。そのおもな事項で、人口22,500人の計画から19,000人に落としている。ところが計画水量が減っていないどころか、増えている。3,500

人口が減って、どうして必要な水が増えるのか。やはり畑川ダムから 5,000 トンの水をとるということに支障のない変更内容になっている。そのため一人当たりの平均水量もずいぶん増えている。このようなずさんな計画を知事が認可されたわけで、責任は重大だと思う。だから、知事に答弁を求めた。必要性がないということは明らかで、これからなお 50 億円も投入しようというのだから、これは中止すべきだ。知事に答弁を求める。

【保健福祉部長】16 年の変更認可については、国の基準にもとづき厳格に審査を行なった。

農業問題 価格保障を基本にすえた本当に役立つ経営安定対策を国に求めよ

【松尾】とても納得できる答弁ではないが、時間がないので、次に農業問題について伺います。

11 月 30 日に麦の品目横断的経営安定対策の加入申請が締め切られた。結果は予想通り大変参加者が少なく、昨年の作付け面積の比較で 7 割強しか加入申請の面積がない。麦を作っている農家は熱心な、地域でも大変大きな役割を果たしている農家、組織です。そのようなところでこのような結果。来年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで、本体の申請が始まる。

品目横断的経営安定対策が京都の実情に合わないばかりか、大多数の農家にとっては殆ど役に立たないことは繰り返し指摘して参りました。いま必要なことは、規模の大小を問わず、意欲のある全ての農家を対象に、価格保障を基本にすえた本当に役立つ経営安定対策を講じることです。このことを改めて強く国に求めるべきであります。また、本府としても府農政の基本にしっかりと据えるべきと考えます。お答えください。

並行して行われる農地・水・環境保全対策についてですが、市町村負担があるため、市町村がとりくまない、あまりすすめないという状況もある。市町村にたいし必要な財政支援も行ない、積極的に取り組む必要があるが、どうか。また、米価がどんどん下がる、これ以上下がったら大変という状況があるが、府として不足払い制度を国に強く要求していくことが必要です。合わせてお答えください。

【知事】国においては、構造改革を加速する品目横断的経営安定対策を柱とし、米の生産調整方式を大幅に変更する米政策改革推進対策、そして農地・水・環境保全向上対策の 3 つの対策を平成 19 年度から実施することになっている。しかし、これらの対策は、中山間地域を中心に小規模で零細な農家が多く、担い手の高齢化が進んでいる京都府農業の実態を考えれば、必ずしも振興につながる恐れがあると考えます。特に品目横断的経営安定対策については、全国一律の基準の施策でなく、地域の実態をふまえ、多様な担い手を基本とした取り組みがより重要であると考えており、私自身も農林水産省の担当局長に対し、農作業受託組織を対象とすること、野菜や黒大豆、小豆などの品目にまで対象を拡大することを強く要望してきた。さらに府独自の対策として、より多くの農家が制度の対象となるよう、本年度から京の稲作担い手緊急支援事業を創設し、農作業受託組織の規模拡大と経営強化に向けた支援を強化してきた。

今後とも京都府の実態をふまえ、多様な担い手が連携した地域農業の仕組みづくりと、ブランド京野菜をはじめとしたお茶や花、黒大豆などの生産振興を一体的にすすめ、農業農村の維持発展をすすめたい。

農地・水・環境保全向上対策については、農水省もこちらは京都府の実態にあっているのではないかと聞いていたが、地域ぐるみで農地や農業用水路の保全活動をふくめ、地域コミュニティーづくりや農村環境の保全、向上を目的とする施策です。現在、制度の周知をはかるため、京都市、市

町村、関係農業団体で構成する京都府農地・水・環境保全向上対策協議会において、すべての市町村や団体等を対象とした説明会やシンポジウムを開催している。交付金の対象となる具体的な活動内容や、交付金単価については農業・農村の実態をふまえ、市町村の意向を尊重しながら、協議会の中で協議していきたい。地方財政状況が厳しい中で、府や市町村の負担分についても、国による十分な財政的裏付けが不可欠であり、国に対して強く要望している。

【農林水産部長】米の生産調整については、40%近い転作が実施される中で、安定した水田農業を実現するには、京都米のいっそうの品質向上や確実かつ有利な販売とあわせて、所得形成につながる特産物の育成を一体的に進めていくことが何よりも重要。このため、安心・安全でおいしい京都米づくりを推進するとともに、大消費地を抱える京都の立地条件を最大限活かし、生産者、生産者団体や流通業界と一体となって、企業の食堂や量販店など新たな販路開拓を進めている。一方、特産物の育成については、府独自の中山間地域等特産物育成事業や国の交付金を活用して、京野菜や小豆、黒大豆など、京都ならではの産地づくりをすすめており、省力機械化栽培による小豆の集団的な生産なども広がっている。国に対しては、再生産できる米価水準を確保するため、米価下落に歯止めがかかる実効性ある仕組みづくりをすすめるよう、引き続き要望している。

【松尾】品目横断的経営安定対策について、京都にそぐわない、農家の役に立たないと知事もお認めになっている。国に基本的な枠組みの改善を求めるとおっしゃっているのだから、やはりこれは中止を求めると、思い切って打ち出していきたい。また、米価については、不足払い制度を国に求める。これはWTOも認め、アメリカでもやられていることで、全く当たり前の対策。ぜひ求めていただきたい。

伏見港一帯の冠水問題 京都市と協議して対策を講じよ

【松尾】最後に伏見港、一帯の冠水問題についてお尋ねいたします。

宇治川の水位が12m50cmになると堰が完全に閉まり内水が湛水します。遊歩道などで植樹その他に大変な被害が発生しています。この改善には、当面、京都市が管理するポンプ排水以外にないのかと思いますが、このパワーをアップして、ぜひ被害が起こらないようにしていただきたい。かつては、冠水して当たり前という地域でしたが、十石舟の運行もあり、様相は一変している。伏見の新しい観光スポットにもなっているので、せっかく植えたアジサイが枯れてしまうようなことがないように、ぜひ京都市ともよく協議し対策を講じていただきたいと思います。お答えください。

【土木建築部長】伏見港公園の遊歩道の冠水については、豪雨の際に冠水することは地形上やむをえないと考えている。今後とも、人家への浸水を防止するため、国および京都市と連携しながら適切な管理に努めていきたい。

【松尾】浸水はやむを得ないという答弁でしたが、ポンプのパワーアップをすれば宇治川の水位以下に内水面を保つことが十分可能だというのが京都市河川課の見解であり、ぜひ協議し、実現してほしい。

南山城養護学校の過密解消と南部養護学校再編計画について

【本庄】日本共産党議員団の本庄孝夫です。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、南山城養護学校の過密解消と南部養護学校再編計画について伺います。南山城養護学校は、本年度は12名増の227名となり、全国の肢体不自由児養護学校で3番目の大規模校です。今後も地域の子どもの増加が見込まれることから、増加傾向は、さらに続くことが予想されます。ところが、府内最大の児童生徒数でありながら、校地面積は府内の通学制の養護学校で1番狭いだけでなく、普通教室が足りず、今年度は美術室を普通教室に転用、プレイルームも足りず、食堂をプレイルーム兼音楽室として使用、「廊下で体育」という状況があたり前のように続いています。この夏に校舎北側に3番目のプレハブ校舎が建設されましたが、日当たりも悪く、トイレも設置できず、本館とプレハブ校舎をつなぐ屋根もなく、教育条件の改善が急務となっています。また、スクールバスの通学時間も、1台増えたにもかかわらず最長で70分を超え、これは「府立学校のあり方懇話会」から「スクールバスでの乗車時間が、おおむね60分を越えない程度が望ましい」という意見をふまえ、府教委自身も「改善が必要」としていることから、改善は緊急の課題です。このような南山城養護学校の過密状況とそれに伴う教育条件の劣悪化は、府立高校再編計画とリンクさせたため、その本格的改善は5年後まで先送りされているのです。建設を遅らせてきた知事と府教委の責任は重大です。

しかも、養護学校再編計画も重大な問題を持っています。城南高校跡地に新しく建設される養護学校の校区は宇治市と城陽市で、開校当初から200名を超えることは確実です。しかも、特別支援教育で養護学校がセンター的役割を果たすとされていますが、この養護学校の校区には小学校で32校、中学校で14校、拠点校としての機能が保てるのかという問題も生じます。

そこで先ず知事にお伺いします。知事は、昨年12月定例会で「子どもたちの保護者や関係市町村等の意見をよく聞いて」、「充実した教育環境の中で、生きいきとした学校生活を送れるよう、自立し社会参加する力を養うことができるよう、教育委員会を積極的に支援、応援したい」と答弁されました。知事が「子どもたちや保護者の目線」でといわれるのであれば、設置者として、こうした南山城養護学校における深刻な状況を、緊急に改善することが必要だとお考えになりませんか。また、再編計画によっても200名を超える大規模校が生まれること、バス通学が困難な府立桃山学園の子どもたちの八幡への通学が、適切だとお考えですかお答えください。

さらに、教育委員会にお伺いします。先ず、南山城養護学校の過密状況の1日も早い解消、充実した教育環境への緊急対策です。南山城養護学校校区にある学校の空き教室を利用する分教室や分校の設置なども、緊急措置として検討すべきではありませんかお答えください。また、南山城養護学校のスクールバスの増車・改善が必要だと思いますがいかがですか。次に、再編計画の見直しです。大規模校解消のために、城陽養護学校を拡充し活用すれば可能だと思いますがいかがですか。さらに、桃山学園と隣接する桃山養護学校を存続させるなどの見直しも必要だと思いますがいかがですか。

【知事】養護学校の教育環境は、教育委員会が教育的視点に立ち専門的な立場からまず責任を持って対応し、それを知事部局も総合的に支援する形になっている。南山城養護学校についても、教育委員会からの要求を受け、今年度、スクールバスの増車や教育棟の増築を行うなど子どもたちが少

しでも充実した学校生活を送れるよう、知事として厳しい財政状況ではあるが重点的整備に努めてきた。

また、新設養護学校の再編整備計画については、学校規模も含め、教育委員会が保護者や関係市町の意見をよく聞きながら責任を持ってすすめており、障害がある子どもたちが充実し、社会参加する力を養える内容となるように期待している。今後とも、厳しい財政状況ではあるが、舞鶴養護学校の建設と同様に、知事として積極的な教育環境の整備に、教育委員会の意見をふまえ努めたい。

【教育長】 南山城養護学校では、これまでから校長の意見を聞きながら、スクールバスや教室などの整備を図ってきたところで、学校においては、児童生徒の状況に十分に配慮しつつきめ細かな教育活動をすすめている。新設養護学校の開校までの間については、現在の敷地での教育活動を基本にして児童生徒が安心して学ぶことができるよう、学校の実状を踏まえ適切に対処したい。

再編整備計画については、関係市町と協議しながら懇談会や府民説明会等でいただいた意見も参考に検討を進め、総合的な判断の下に作成した。すでに新設養護学校の具現化にむけ、保護者からも意見を伺い、教育内容等について校長会での研究会を行うなど開設年度を見通した計画の準備を進めている。

教育長は、南山城養護学校自らが限界と説明する状態を認識していないのか

【本庄】 南山城養護学校の過密解消についての緊急対策で再度伺うが、教育長は「校長の意見を聞きながら適切に対処する」旨を答弁されたが、南山城養護学校ではいま体験入学や学校説明が行われているが、保護者や療育担当者、障害児学級担任から不安と落胆の声が広がっている。それは、学校から「過密でいっぱい」「満杯だ」と説明されて養護学校に受け入れてもらえないという不安、子どもの成長、学ぶ権利が保障されないことへの落胆だ。事実とすれば、生きる権利にも関わる重大問題だ。そのような学校の説明は承知されているのか。教育条件整備に責任を持つ教育委員会の責任が求められている。教育長、再度答弁願いたい。

【教育長】 ご指摘のような点については、報告が出ていない。必要な対応については適切に行いたい。

【本庄】 報告を受けていないという答弁だが、保護者の方にお聞きいただいたら明らかになる。学校自ら「限界だ」と説明されているわけだから、もはやこの現状をこれ以上放置するわけにはいかない。緊急措置を講じるよう求めておく。また、再編計画の見直しは、城陽市に養護学校を設置することで、養護学校の大規模化、桃山学園の子どもたちの問題も解決できる。現にある城陽養護学校の拡充・活用の検討が必要だ。知事の言われる「経営の視点」とは、学校も「効果的な再編・再整備」と、高校同様に養護学校も切り捨てるものでしかない。子どもと保護者の声に真正面から応えられるよう強く要望する。

新たな寄宿舎の設置、入舎規定の見直し、正規指導員の計画的採用を

【本庄】 次に、養護学校の寄宿舎について伺います。学校教育法の「改正」で、来年4月には、これまでの「障害児教育・障害児学校」から、「特別支援教育・特別支援学校」が施行されます。この最大の問題は、「一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育」を標榜しながら、教職員配置基準などの条件整備がなごりにされていることです。同時に、引き続き「特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる」と設置義務

を位置づけ、文部科学省も国会答弁で「児童生徒の生活に、非常に重要な役割」と評価しています。寄宿舎設置の各学校では、限られた通年入舎に加えて、緊急一時入舎の予防的対応としての「運用入舎」が取り込まれ、2週間、4週間などの短期間入舎で、教育的にも大きな成果をあげています。

保護者の一人は、「娘は、身体障害で全介助です。会話も返事程度しかできません。でも、心の中は普通の女の子です。どんどん親から離れていく時期です。1年間の内のたった2週間ですが、寄宿舎にいるときは自分で決めて行動することができ、表情を見ていると、これがどんなに素適なことなのか、よく伝わってきます。帰ってきて直ぐなのに、『来年も入舎する』と楽しそうに言っています。親離れ・子離れは、どの親子も通る道ですが、重度の障害をもった子を人に預けるのはとても勇気があります。『人に預けるなんて』『母親がずっと面倒を見るべき』という人もいます。でも娘は、どうすれば豊かな人生が送れるかを考え、いろいろな人と関わって、体験する方を選択しています。何年生きるかではなく、どう生きるかを考え始めている娘にとって、寄宿舎の充実が最重要課題です」と述べられています。

寄宿舎のもつ教育的機能の1つは、人を安心させ、育てることです。もう1つは、子育て支援です。この2つの機能は、障害児教育を豊かにする寄宿舎の特性であり、教育力として発展させる課題でもあります。ところが、1978年の丹波養護学校の開校以降、81年の南山城、83年の中丹、そして昨年開校した舞鶴養護学校にも寄宿舎は設置されておりません。加えて、寄宿舎の入舎についても、教育委員会は「通学困難が解消された」ことを理由に、入舎規定の中心に「遠隔地、交通機関等による通学が困難な場合」としています。

そこでお伺いします。来年度からの「特別支援教育・特別支援学校」のスタートにあたり、「特別支援教育の理念」である「一人ひとりのニーズを把握して、適切な教育的支援をおこなう」ためにも、寄宿舎は必要不可欠な存在となります。そのためにも、「入舎規定」の見直しと充実、南部の新しい養護学校をはじめ、寄宿舎の設置計画が必要だと考えますがいかがですか。また、この機会に寄宿舎に入舎させている保護者の声を聞かれていますか。

さらに、寄宿舎教育にとって欠かせないのが寄宿舎指導員の採用試験の問題です。京都では、この13年間1度も採用試験がなく、指導員97名のうち正規職員は69名、そのうち46名が50歳台で7割近くも占めています。その結果、臨時職員は約3割の28名と増えつづけています。

そこでお伺いします。臨時職員の若い人たちは、意欲も素質もあるのに正規になれない事態が続いています。団塊世代の退職前の今こそ、寄宿舎教育を引き継ぐことが求められており、直ちに採用試験の実施が必要だと思いますか。

【教育長】寄宿舎については、遠距離などの理由で自宅から通学できない児童・生徒が支障なく学べるよう設置しているもので、養護学校を増設しようとしている現在、新たな寄宿舎の設置や入舎規定の見直しは必要ないとする。各学校では寄宿舎の有無にかかわらず、児童生徒の障害の状況等を踏まえ自立にむけた支援活動に取り組んでおり、保護者の方々からはこのような活動をさらに充実して欲しいとの声を聞いており、各学校においてまさに特別支援教育の理念により児童生徒一人ひとりのニーズをしっかりと把握し、地域社会で育てるという視点を大切にしながら、自立し社会参加する力の育成にむけた教育活動をさらに推進したい。

寄宿舎指導員は、ここ十数年の間に約60名もの寄宿舎生が減少するなか、寄宿舎生の将来見込み等を踏まえ、今後とも長期的展望に立って、計画的に人事管理を行いたい。

【本庄】寄宿舎については、保護者からも充実が求められており、適切な教育的支援の場として不

可欠だ。この際、保護者の声を聞くなど前向きな取組みを求めたい。また、寄宿舎指導員の採用試験を早期に実施されるよう求める。

「同和」の特別扱い、解放同盟への学力情報等の提供はただちに中止せよ

【本庄】次に、旧同和地区生徒の学力状況等の調査についてお伺いします。八幡市では、八幡市教委が昨年11月に、府南部17市町村の自治体で構成する「山城地区市町村連絡協議会」と「解同」山城地区協議会との統一交渉で、「解同」から請求された05年1学期の「地区生徒の学力状況及び不登校状況と高校・大学進学率」の資料を提出していたことが明らかになりました。そして、わが党市議団が「同和の特別扱いと資料提供」を止めるよう求めたのに対して、八幡市教委は「地区児童生徒の学力等の現状認識を共有するために、教育委員会より資料提供した」と事実関係を認めるとともに、今後の取り扱いについては、「17市町村で協議する」としています。また、同じように、宇治市教委も、「学力実態報告資料」として、中学校1年生から3年生の学力状況を、国語・数学・英語の3教科を5段階評定に表した資料や、不登校の状況などを提出しており、資料によっては対象者が少ないために個人が特定できるものとなっています。

去る9月定例会・文教常任委員会での私の質問に対して、教育委員会は「詳細は承知していない。高等学校については、実態についての状況を正確ではないが把握している。当然、公表するという内容ではない」と答弁され、さらに、決算特別委員会でのわが党・光永議員の「京都府の回答文書では、数字をあげて回答しているのではないか」との指摘に、「法が切れたから、正確には調査できないが、数値は答えている」と答弁されています。

そこでお伺いします。このような調査は、差別の固定化となるのではありませんか。また、府教委や市町村教委が、旧同和地区児童生徒かどうかを何によって知っているのですか。誰が認定しているのですか。そして、今後については、不法・不当な調査資料の提供はもちろん、差別を固定化する調査そのものも止めるべきだと思いますがいかがですか。

【教育長】同和問題の解決については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律にもとづき策定された国の基本計画において、地対財特法失効後も一般対策の中で取り組むこととしており、その中で、教育問題については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決にむけた取組みを推進していくこととされている。こうした基本認識のもと、本府も新京都府人権啓発推進計画の中で、同和問題の残された課題の解決にむけて現行制度を的確に運用して取組みを推進することとしている。

府教委としても、これらの考え方に基づき、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進するとともに、学力の向上、進学意欲の高揚の観点から児童生徒の学力状況を把握し、きめ細かな指導をすすめる必要があると考えており、これらの取組みをすすめることが同和問題の解決につながると考えている。

当該児童生徒については、各学校において特別法失効までの状況等をもとに把握しているところであるが、学力状況等の情報管理は十分慎重に取扱う必要があると考えている。

今後とも、一人ひとりの現状、課題をしっかりと把握する中で、すべての子どもたちの学力向上にむけた取組みを積極的にすすめてまいりたい。

【本庄】答弁いただいたが、現行制度を的確に運用するということは、旧来の同和対策を続けることではない。この点をハッキリしておかなければならない。人権侵害となる調査や解放同盟への資

料の提供は、行政自らによる主体性や中立性の放棄ではないのか。

「同和」の補習学級の実施、特色加配教員の配置の不公平を直ちに是正せよ

【本庄】次に、宇治市における旧同和地区生徒対象の補習学級が継続されている問題、並びに児童生徒支援加配の配置について伺います。宇治市では、本年度終了の5年間の経過措置として、13の同和対策関連事業が実施され、その中には「補習学級」が実施されています。ある青少年センターでは、小学生は毎週火・水・木・金の週4日間、中学生には火・金の週2日間行われ、その説明では、旧「特措法」時代からの補習学級として位置づけられています。そしてすべて無料、旧同和地区の児童・生徒を対象としています。参加状況は、対象児童・生徒の約4割程度となっていますが、旧同和地区外の児童・生徒が参加した場合には、「説明をして帰らせている」とのことです。センターの担当者は「説明への理解は難しく、参加してはいけないということしか理解していないだろう」とのことです。

そこでお伺いします。宇治市で、このような旧同和地区児童生徒対象の補習学級が行われている実態をご存知ですか。また、法律的にも「同和地区」がなくなっているにもかかわらず、いまだに旧同和地区児童生徒を特定し、児童生徒に対しても、説明のつかない新たな垣根をつくっている同和補習は、直ちに中止すべきだと考えますがいかがですか。さらに、府教委は旧同和地区児童生徒の学力問題について、いまだに固有の問題だとお考えですかいかがですか。

加えて、児童生徒支援加配教員の配置と教員の勤務等について伺います。文部科学省は、いわゆる「地対財特法」の失効に伴い、2002年4月から、新たに児童生徒支援加配教員を配置しました。それまでの「同和加配」「不登校加配」「いじめ・問題行動加配」の3つを統合したものです。文部科学省の「通知」によると、この支援加配は、同和加配教員のような地域を限定した加配ではなく、児童生徒の指導における特別な配慮の必要性に基づく加配であること、したがって、客観的な判断基準の下で指導上の困難度が高い学校から優先的、重点的に定数加配を行うとしています。すなわち、配置の条件は、同和地区があるかないかではないということであり、文部科学省も「目的外使用があれば加配を引き上げる」と説明しています。

ところが、宇治市のこの青少年センターでは、小学生は、午後4時30分から6時、中学生は午後7時から9時に補習学級が行われ、センターの指導主事、学習指導員らとともに、火・金曜日には小・中学校の教員がその指導にあたっています。また、青少年センターで小・中学校に配置された支援加配教員が、学校の授業持ち時間は他の教員と比較して相当程度軽減され、週のうち2日ほどは、午後から勤務しています。

そこでお伺いします。小・中学校の支援加配教員が、学校には配置されているものの、授業時間が軽減されたうえ、文字通りセンターに勤務しています。これは、文部科学省の「通知」に違反する目的外使用となるのではありませんかいかがですか。さらに、京都府内でこのような実態の教員は何名いるのですか。また、加配教員とともに、小・中学校の教員もその指導にあたっていますが、どのような根拠に基づいて、時間外に及ぶ勤務を命じられているのですか。さらに、その手当はどのようなになっているのですかお伺いします。

また、この問題と関わって、加配教員配置の極端な格差について伺います。府教委の場合、文部科学省の加配の整理とは異なり、「へきち学校等暫定」「特に配慮が必要な学校」「教育困難校」「教育方法の工夫実施校」「外国子女・帰国子女対応」「通級指導実施校」に「同和」を加えて、「学校特

色加配」に1本化し、「特色ある学校づくり」を行うための取り組みに対して支援するための加配としました。ところが、府内の学校では、「学校特色加配」の名のもとで、旧同和校に対して、従来と同じような加配措置となっているのが特徴です。例えば、八幡市では、同じ14学級の小学校でも、26人の教員が配置されている学校と、19人しか配置されていない学校がつけられ、極端な格差がつけられています。

そこでお伺いします。このような極端な格差が生じる「客観的な判断基準」を示してください、いかがですか。府教委の「学校特色加配」とは、恣意的な教員配置に道を開くものではありませんか、いかがですか。

【教育長】 宇治市における補習について、小中学校における補習は、学校の設置者である市町村の教育委員会が児童生徒の学力の向上に向けて、その権限と責任において取り組まれており、個々の実施状況等については把握していないが、児童生徒の実態、課題に応じて当該委員会が積極的に判断され実施されていると考えている。

児童生徒支援加配教員の配置については、府教委としては、広く学校特色加配として一律な基準により配置するのではなく、市町村教育委員会から、学校における児童生徒の学力の状況、教育指導の状況等を十分に聞く中で、必要に応じて配置している。

これらの加配教員は、家庭、地域、関係機関との連携の中で、学校内外における様々な教育活動に従事しているが、学校以外の施設の職員として勤務したり配置したりしているような事例はない。また、小中学校教員の勤務については、市町村教育委員会において適切に管理されているものと考えており、時間外における勤務についても法令等に基づき適切に取扱われているものと考えている。

青少年センターでの目的外の勤務は事実。府教委は責任を持って対処せよ

【本庄】 学力問題での固有の問題は成り立ちません。新たな差別を生み出す「同和補習」はただちに中止すべきではないか。また、特色加配教員の問題だが、青少年センターに勤務していることは事実であり、文科省の通知からも目的外使用であることは明白。その上で、把握していないというなら実態を把握すべきだ。それから、教員の配置について、一律基準がそぐわないということであれば、それでは学校によって格差をどんどんつけていくというやり方を教育委員会が進めようとしておられるのか。客観的な判断基準を示すことこそ重要だと考える。該当校の教員の時間外勤務の問題についても、府費負担教員が該当校にいる以上、責任を持って府教委として対処すべき。再度伺う。

【教育長】 国の基本計画、あるいは本府の人権啓発推進計画に基づき、引き続き同和問題の解決のために補習等の必要があれば、取組みを進めていきたい。さらに青少年センター勤務の問題であるが、これは宇治市の問題であるので、もしご指摘のような不適切な事例があるとすれば、私どもの責任において把握したい。教員配置の問題は、各市町村のご意見、ご要望によって対応していきたい。

【本庄】 府民や保護者の願いは、どの子へも分け隔てなく行き届いた教育をして欲しいということだ。教育長の答弁で、不適切な事例があれば把握したいということであるし、同時に、補習については、私どもは、学校の教育活動として勤務時間内に適切に行われることは必要だと考えるが、勤務時間外に何の保障もないこういう補習を行うこと自体が時代遅れだと申し上げておきたい。

決して、子どもと学校に格差をつけることを府民は求めている。この点、公正、民主的な教育

行政の役割を果たしていただくことを強く求め、質問を終わる。

山内 よし子(日本共産党 京都市南区) 2006年12月8日

認定こども園条例の認定基準は、保育所の現行基準に合わせるべき

【山内】日本共産党の山内よし子です。先に通告しております何点かについて、知事ならびに関係理事者に質問します。

最初に、認定こども園の条例案について伺います。

そもそも認定こども園は、保育の市場化を促進するために出されてきたものであり、法そのものが国と自治体が責任を持つべき公的保育制度を崩すものであり、現状の保育の質や水準の低下、および地方ごとの格差を招くものであること。また、直接契約制を導入し、施設ごとに保育料が自由に設定される点など多くの問題点が指摘されているところです。よって、本府の条例については法のもつ問題点を改善することが必要であり、関係者の声や実態、京都の到達点を十分にふまえたものでなければなりません。

そこで伺います。すでに行われたパブリックコメントでは546件もの意見が出されました。少し紹介します。「保育の基準が低いほうに合わせられることはおかしいと思う」「幼稚園の基準に合わせるの無理がある」「きめ細かな離乳食、アレルギー対応のため自園調理を行うようにしてほしい」という意見がたくさん出されています。多くの意見が認定基準が実態より低くなることを危惧した声であります。

しかし、今回の条例案にはこうした府民の意見が、まったく反映されていないのではありませんか。まずお答えください。

また、パブリックコメントの意見にもありましたが、検討協議会では、第4類型の地方裁量型についてはきびしい規制が必要だという意見が、幼稚園及び保育園関係者などから共通して出されたという点、そういう点は、一体条例案のどこに反映されているのですか。お答えください。

9月議会で知事は、認定基準について「京都府として実態に即した認定基準となるよう・・・協議を進めてきた」と答弁されました。しかし、職員配置の市町村の実態、また給食の外部搬入の実態について、まったく把握されないままに、検討がなされてきたことが明らかになっています。

そこで具体的にいくつか伺います。

本府の条例案では、満3歳以上の短時間利用児の職員配置が35対1です。その中には長時間利用児も含まれ、園児の1日の生活を見通して考えたときに、現行の国の保育所基準さえ下回ります。

本府はこれまで「教育・保育サービスの質が確保される」と本会議などでも答弁してきましたが、なぜこれで現行水準が確保されるといえるのですか。お答えください。

つぎに調理室について伺います。幼稚園型と幼保連携型、及び地方裁量型については3歳以上児の給食の外部搬入を認め、調理室についても必置規定が設けられていません。保育所には調理室の設置は義務付けられており、保育所保育指針にも食事については一人ひとりの子どもの発育や発達状況、健康状態に応じるように配慮することが示されています。現行水準を確保するという点でも、調理室は必置とすべきですがいかがですか。

次に、直接契約方式について伺います。

認定こども園では、利用者とかども園の直接契約方式になることで、これまで市町村が行ってきた入所の選定も、認定こども園ごとで選考を行うこととなります。その選考が、公正に行われることは当然必要ですが、それらがきちんと実施されても、市町村が選考するように、保育に欠ける子どもを入所させるような担保がありません。9月議会でこども政策監は保育に欠ける子どもがこども園に入れなかった場合について「認可の保育所と同じような形で市町村の責任が発生するような仕組みにはなっていない」と答弁されました。それならば、本府の条例案には、保育に欠ける子の利用が排除されることのないよう、市町村と連携するよう明記すべきと考えますがいかがですか。

【知事】府では、これまで幼稚園・保育所関係者や利用者等の検討する機会において、現場の視点からご意見をお聞きするとともに、府議会のご意見もいただく中で、何よりもサービスを受ける子どもの立場に立ち、施設の利用にかかる安心・安全確保がはかれるよう、また、保護者を選択に資するよう、積極的な情報の公表に配慮などを盛り込んだ基準案を策定した。さらに、職員の配置、資格、備えるべき施設等の基準に加え、健全な運営が確保されるよう土地建物が安定かつ継続的に使用できること。経営に必要な経済的基盤があり、財務内容が健全であることを条件として設けており、こうした基準の設定により、第4類型においても他の類型と同等の厳しい基準を満たすことが求められている。

職員配置や調理室については、現行の保育所や幼稚園の基準を考慮し、その水準が下回ることがないように設定したものであり、例えば、職員配置については、教育機能を果たす部分は学級編成を求め、現行の幼稚園基準と同様にしている。

こうした中で、今回のパブリックコメントでは、多数のご意見をいただいた。意見では、認定こども園の子育て支援活動や管理運営について、具体的にご意見を踏まえるために市町村の役割を期待する声が多かった。そのことから、新たに、市町村からの意見徴収を認定こども園の仕組みとして、条例案に反映した。これにより、市町村と十分に連携して、保育に欠ける子どもの受け入れなども含め、適切に制度の運用がはかれるようにしていきたい。

“保育の質を後退させてはならない”との関係者の思いに知事は応えよ！

【山内】認定こども園は法律そのものが大きな欠陥なのです。幼稚園と保育所双方の基準を引き下げ、認可外施設にお墨付きを与え、また認可保育所も直接契約制度に変え、保育料も自由に設定できるなど、国と自治体が責任を持つ公的保育制度を根本から崩していくものであります。

それから、第4類型についていま知事が答弁されました。安定継続使用や必要な経済的基盤の要請も入れたということですが、そもそも、このこども園が、規制改革民間開放推進会議の要求で出てきたものであります。企業の要求で子どもをもうけの道具にしよう。そういうことで出てきたものなのです。ですから、企業にとれば、そこに経営基盤の安定ということをつけても、なんら規制にはならないわけです。ですから、保育園・幼稚園両関係者からも、そうした危惧の声が出されている。本府においても、これまで関係者の努力で積み上げられてきた保育の質が、この法律ひとつで崩されてしまう。そういう思いがあるからこそ、パブリックコメントでもたくさんの危惧の声が出されているのです。だから、条例に厳しく規定しなければならないのです。

そこで伺いますが、知事が9月議会で実態に即した認定基準にすると答弁されました。京都府内

の公立、私立の幼稚園の実態は1クラス何名になっていますか。また、保育所の職員配置も実態は国の基準どおりではないはずですが、どうなっていますか。お答えください。

【知事】それぞれの実態については、いろんな状況があるのは十分に承知しているが、いちいちここで数字をあげるわけにはいかないの、私どもとしては、適切な指導を行ってきている。その中で、子どもたちの安心・安全を守るように努力しているということをこの場では申し上げたい。

【山内】実態は、ご存じないということなのですか。幼稚園では、1クラス23名から24名が実態です。しかも3歳児の公立幼稚園の1クラスの人数は17名なのです。国の基準の半分です。保育所でも全国的には国基準の1.7倍の常勤保育士がいる。これが実態です。

実態に即した基準とするならば、出発点はこのような実態です。そこから議論を進めるべきです。

知事は、国のいっていることを聞くばかりではなく、府民目線とっておられるのですから、パブリックコメントで寄せられた声にも耳を傾けるべきです。また保育園に行かれて、どんな保育をされているのか、実際にみていただいて、実態をよりリアルに把握していただいて、条例にはきびしい基準を設けられたい。要望して次の質問に移ります。

「安心子育てテレホン相談事業」を廃止した府の責任は重大！ 児童虐待防止へ体制の強化、地域連携のための市町村支援の強化を！

【山内】次に、わが党の西脇議員の代表質問に続いて、児童虐待防止と体制強化について伺います。

長岡京の幼児虐待死事件が起こったあとに、知事は「児童福祉司の数はとくに少なかったという話ではない」「9名増員した」とおっしゃいました。しかし、日本の児童虐待防止の体制は、欧米諸国と比べても大変不十分です。児童福祉司にあたるソーシャルワーカー1人当たりの担当人口は、ニューヨーク市が4千人弱、カナダ・オンタリオ州は3千人弱です。しかし我が国では、未だに5万人に1人という状況です。そもそも、不十分だという認識に立つ必要があります。知事のご認識を改められ、実態に即して体制の強化に取り組まれるよう、まず要望いたします。

それでは質問に移ります。今議会で、知事もおっしゃいましたが、児童虐待の防止のためには地域との連携の強化が必要だということは論を待ちません。

現在、「虐待防止のためのネットワーク」は府内15市町にできているとのことですが、法的根拠を持つ「要保護児童対策地域協議会」は城陽市と京丹後市にとどまっています。さる10月31日に発表された厚生労働省の調査結果によると、未設置の自治体で「人材確保が困難」と答えた自治体が44%、また「予算確保が困難」と答えた自治体も32%に上っています。相談事業を市町村にゆだねるといっても、「金も人もない」のが市町村の実情です。

しかも本府は、明確な虐待の相談も含めて年間1000件以上の相談が寄せられていた「安心子育てテレホン相談事業」について、「市町村等の相談事業が充実した」と平成16年の9月に事業を廃止しました。平成17年度から、市町村に児童相談窓口機能が与えられましたが、交付税措置もなく、府内の12のすべての市における家庭児童相談室には非常勤の相談員しか配置できない状況です。町村においてはそもそも満足な体制すら出来ていない状況なのです。実態の把握もせず、受け皿もないままに事業を廃止した本府の責任は重大です。

そこで伺います。地域との連携を強化するためには、市町村に対する人的支援と財政的支援が必要です。国に対して財政措置を講じるよう要望されていますが、同時に国待ちにならずに、本府としても独自の支援を行う必要があると考えますがいかがですか。お答えください。

一時保護所は、児童相談所と一体的に整備・充実を 一時保護の急増に対応できる体制へ、早急に改善せよ！

【山内】また、こうした地域ネットワークの構築の核となるのが児童相談所です。

ところが現在の京都児童相談所が管轄しているのは乙訓と口丹地域の4市2町です。しかし、上京区にあるために、最低でも1時間、車でも2時間以上かかることもあります。関係者からも「管内に設置してほしい」との声があがっています。知事が「地域のネットワークも十分活用する」とおっしゃるのなら、また迅速な対応が求められているという点でも、口丹地域および乙訓管内に設置するのが当然と考えますがいかがですか。

また児童相談所に併設されている一時保護所について、児童相談所と一体的に充実することが必要です。

一時保護所に入所する子どもは、2歳から18歳までの幅広い年齢層のこどもたちで、しかも非行や虐待あるいは発達障害など様々な理由で保護されています。それだけに一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助が必要で、子どもが安心感や安全感を持てる家庭的な環境が必要です、そのためには十分な人員配置と環境整備が必要です。

例えば、現在の京都児相の一時保護所の定員は13名となっていますが、そのスタッフは児相の次長を兼務している一時保護所長と専任の児童指導員1名と週28時間の嘱託保育士が2名、そして常勤の調理師が1名の計5名で、夜間は大学生のアルバイトに頼っている状況です。施設設備の面でも、三部屋しかなく、男女別にすることや、非行と虐待できずついたこどもは同じ部屋にできないなど、子どもの特性に応じての十分なケアと部屋割り及び人員配置が必要で「単純なケースでも5名預かるのが限界」というのが現場の声です。

17年度の本府の児童相談所概要によると、一時保護状況について「処遇困難な児童が増えている」こと、また年々一時保護が増加し、16年度は過去最高で平成10年度と比較しても述べ利用日数は2倍になっていることが示され、17年度はさらに大幅に増加しているということを伺っています。一時保護が必要だと思っても、相談所の体制が取れないために、担当者が躊躇することがあるのも実態です。

そこで伺います。

厚生労働省の基準では、児童と寝起きを共にする職員は1人以上の児童指導員および保育士でなければならないとされています。夜間はアルバイトではなく基準に即した正規職員の配置にすべきと考えますがいかがですか。

また、施設設備についても、子どもや保護者の状況、またこれまでの経緯などを知り尽くした担当者が関われる児童相談所に併設することが必要です。また、面積についても、現在の一時保護の増加に対応した施設設備が必要と考えますがいかがですか。お答えください。

【保健福祉部長】虐待防止にかかる市町村の支援については、虐待防止ネットワークの設置運営については、次世代育成対策交付金などにより財政措置がなされておりますが、更なる財源措置を講じるよう国に要望している。また、府独自支援として、今回の補正予算で、児童虐待防止ネットワークの整備充実を支援するため、虐待防止アドバイザーを市町村に派遣するための経費をお願いしている。

京都児童相談所の設置場所については、近年増加している児童虐待やDV、非行、いじめ問題な

どは、多くの場合、複雑にからみ合って発生しているため、個々の相談機関ごとの個別対応ではなく、保健所等が連携し、ワンストップで対応できる中核的組織として、児童相談所や婦人相談所等を統合して派遣支援総合センターを整備することとしている。

この場合、例えば、婦人相談所のように、京都市内を所管する機能をも有するようになること、さらには、他の専門相談機関や関係団体などとの広範なネットワークの形成や情報交流など、総合的に勘案し、京都市内に設置することは最も適当である。

一時保護所の体制については、心理学専攻の資格を有する嘱託職員の確保に努めるとともに、児童養護施設等への一時保護委託や児童相談所間での調整などにより採用している。今後とも、必要な人材の確保を含め、一時保護所の適切な運営に努めていきたい。

施設等については、総合的な派遣支援体制の検討の中で、必要な対応を行っていきたい。

【山内】本府は安心・子育てテレホン相談の廃止も、洛東病院の廃止も、現場の声も聞かずにトップダウンでつぶしてきました。子どもの命を守らなければならない京都児童相談所の移転もトップダウンで決めるのですか。

管轄地域の関係者や自治体の声、また、第一線でがんばっている現場の声をよく聞いて、地域連携の核となるべき京都児童相談所が、迅速な対応ができるように管内に設置するよう、強く求めるものであります。

また、一時保護所の体制について、現行の基準さえ満たしていないわけで、これは早急に改善しなければなりません。現場の苦勞にこたえ、現場の方々の意見もよくきいて改善していただきたい。要望して次の質問に移ります。

生活保護申請の前に「働けるから」と追い返すなど 「適正化」の名による生活保護の抑制は大問題！！ 必要なすべての方が申請できるよう申請用紙を窓口に設置せよ

【山内】次に生活保護について伺います。

貧困と格差の拡大、そして不安定雇用の増大など国民生活の困難が続く中、社会保障制度の改悪も影響して、生活保護は10年連続で増加し、保護率は1.2%と、95年比で1.7倍となっています。本府においても、生活保護世帯数は、基準の引き下げや申請の抑制がある中でも、小泉改革の5年間で5377世帯から7183世帯と34%も増加しています。

しかし、生活保護制度が「出番」にふさわしくその役割を果たしているとは到底いえません。2006年度には老齢加算が全廃され、母子加算や保護基準全体の削減が強行されています。また、3月末に厚生労働省から「適正化」という名の引き締めの新たな段階ともいべき「手引」が出され、生活保護の運用をさらに厳しくしようとしています。加えて、国の財政制度審議会が、母子加算の段階的廃止を建議するなど、生活保護制度の全面改悪が狙われています。こうした厳しい締め付けの結果、全国的にも保護申請を拒否されたことによる餓死、自殺、心中事件などがあいついでいます。

京都市でも今年2月に、認知症の母親を介護する54歳の男性が、介護で仕事をやめざるを得なくなり、家賃も払えなくなって、生活保護を受けたいと3回福祉事務所に足を運んだものの「若いから働ける」と追い返され、思い悩んで母親を殺害しました。自らもあとを追ったが死に切れず、逮捕されるという事件が起きました。裁判官は「裁かれているのは承諾殺人だけではない。日本の介護制度や生活保護行政のあり方が問われている」と判決後に異例の説諭をしました。

本来申請権は誰にでも保障されるべきものであり、申請前に「働けるから」と追い返すようなことがあってはならないと考えますがいかがですか。

また 1996 年の決算総括質疑で当時の荒巻知事は、わが党の新井議員の質問に答えて、「申請用紙を窓口に置くように」と答弁されています。生活保護の申請用紙を、振興局や保健所及び市町村の窓口に置くべきと思いますが、現在の設置状況はどのようになっていますか。伺います。

最低生活とは、ただ食事をして生きているだけのものではない 知事は「生活保護基準の引き下げはやめよ！」と国に求めよ

【山内】次に生活保護の基準引き下げに関連して伺います。

高齢加算の廃止や母子加算の削減など、生活保護基準額の引き下げで非人間的な生活を強いられる事態が起こっています。高齢の生活保護世帯では、寝たきりの夫の紙おむつを何度もベランダでほして繰り返し使っているとか、冷暖房を一切使っていない、風呂は週に 2 回しか入れないという状況もあります。

龍谷大学の大友教授は、高齢加算の減額について「食べるにはぎりぎり困らないとしても、近所づきあいに影響する冠婚葬祭などの費用捻出はより厳しくなる。受給者の閉じこもりや社会的な孤立の傾向が強まる恐れがある」と警告しています。

かつて、生活保護を受けていた女性は、「離婚直後、子どものことをほったらかしにして必死になって働いてきた。あるとき、今は子どもと向き合う時間が必要だと思い、働きながら生活保護を受けることにした。おかげで、参観日や運動会にも行ってあげることができた。母子加算があったから人間らしい気持ちももてた。仲間との付き合いもできるようになり、仕事も正規職員にしてもらった。その時点で、生活保護は必要なくなったが、あのとき生活保護を受けていなければ、また母子加算がなかったら今の私は存在しない。」と語ってくれました。最低生活費とはただ食事をして生きているだけのものではありません。人間の尊厳を保つものでなければなりません。

母子加算の約 2 万円がなくなれば、1 級地の京都市内でも 43 歳のお母さんと 14 歳の子ども 2 人暮らしで 12 万 8330 円。京丹後市、与謝野町、京丹波町であれば 9 万 9450 円です。これでは親子 2 人、食べていくだけで精一杯ではありませんか。京都府として、国に対して生活保護の基準の引き下げをやめるように意見を上げるべきと考えますが、いかがですか。

【保健福祉部長】生活保護制度については、生活に困窮するすべての国民に国が責任をもってナショナルミニマムとしての生活を保障すべきものであり、真に必要な人が受けられないことがあってはならないと考えている。そのため、府としては、府内の福祉事務所の職員に対し、生活に困っておられる方からの相談に対しては、親切、丁寧に応じるよう常々会議や研修の場などで指導している。

さらに、生活保護申請用紙については、申請の意思のある方には、すみやかに申請していただけるよう保護の実施機関である府保健所や市福祉事務所、町村役場の相談窓口などに配置し、適切な保護を実施していただいている。

生活保護基準については、平成 16 年 12 月の国の社会保障審議会専門委員会報告をもとに、国において一般低所得世帯との均衡を考慮し、見直しが行われているところである。

府としては、生活保護制度の見直しについて、受給者の実情をふまえたきめ細やかな制度運営が可能となり、最後のセーフティーネットとして機能するよう、例えば、母子加算の見直しについて

は、世帯の実情を十分ふまえることなど、慎重に進められることを国に要望している。

【山内】生活保護の申請権について、厚生労働省は「法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も現に慎むべきである」と矛盾するようですが、こんなことも言っているのです。

じゃあなぜ、申請権が侵害されるのか。それは一つには申請用紙が窓口を設置されていないからなのです。今、窓口を設置しているとおっしゃいましたが、しっかりと確認していただいて、申請権が侵害されないように、府として積極的な役割を果たしていただきたい。

もう一点、基準の問題ですが、生活保護法には第 1 条でその目的を、「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することにある。」としています。では、自立とは何なのかということなのです。

社会福祉法の基本理念には、「自立支援」とは「利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの」と明記されています。高齢者が社会的に孤立したり、母子家庭が人間らしい気持ちになれないような生活保護の基準では、自立助長という生活保護の本来の目的も、なし得ないのであります。

生活保護世帯の実態を、これは、私は、是非知事に見ていただきたい。話も聞いていただきたい。台風などの被害の時には、とりあえずは現場にヘリコプターで行かれるのですから。今、国の施策によって、府民が生きる希望も失うような事態になっているのです。現場に行って、是非国に、引き下げをやめろということをしかりと行っていただきたい。このことを強く求めて、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。